

様式第一（第一条第一項関係）（日本工業規格A列4番）

（第一面）

計画書

平成 29 年 4 月 1 日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

提出者の住所又は

主たる事務所の所在地

提出者の氏名又は名称

代表者の氏名

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

株式会社国土交通 印

代表取締役社長 国土 太郎

設計者氏名

株式会社建築設計 一級建築士事務所

設計 太郎 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項（同法第15条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	適合判定通知書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(第二面)

[建築主等に関する事項]

<b>【1. 建築主】</b>	
【イ. 氏名のフリガナ】	カブシキガイシャコトノコウツウ ダイエイウトリシマリヤクシヤチョウ コトノタロウ
【ロ. 氏名】	株式会社国土交通 代表取締役社長 国土 太郎
【ハ. 郵便番号】	000-0000
【ニ. 住所】	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
【ホ. 電話番号】	03-0000-0000
<b>【2. 代理者】</b>	
【イ. 資格】	( 一級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録第 000000 号
【ロ. 氏名】	設計 太郎
【ハ. 建築士事務所名】	( 一級 ) 建築士事務所 ( 東京都 ) 知事登録第 0000 号 株式会社建築設計 一級建築士事務所
【ニ. 郵便番号】	111-1111
【ホ. 所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
【ヘ. 電話番号】	03-1111-1111
<b>【3. 設計者】</b>	
(代表となる設計者)	
【イ. 資格】	( 一級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録第 000000 号
【ロ. 氏名】	設計 太郎
【ハ. 建築士事務所名】	( 一級 ) 建築士事務所 ( 東京都 ) 知事登録第 0000 号 株式会社建築設計 一級建築士事務所
【ニ. 郵便番号】	111-1111
【ホ. 所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
【ヘ. 電話番号】	03-1111-1111
【ト. 作成した設計図書】	全ての設計図書
(その他の設計者)	
【イ. 資格】	( 一級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録第 999999 号
【ロ. 氏名】	意匠 花子
【ハ. 建築士事務所名】	( 一級 ) 建築士事務所 ( 東京都 ) 知事登録第 0000 号 株式会社建築設計 一級建築士事務所
【ニ. 郵便番号】	111-1111
【ホ. 所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
【ヘ. 電話番号】	03-1111-1111
【ト. 作成した設計図書】	意匠図
【イ. 資格】	( 一級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録第 999998 号
【ロ. 氏名】	設備 二郎
【ハ. 建築士事務所名】	( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号 株式会社設備設計
【ニ. 郵便番号】	111-9999

【ホ. 所在地】 東京都新宿区西新宿一丁目1番1号

【へ. 電話番号】 03-9999-9999

【ト. 作成した設計図書】 設備図

【4. 確認の申請】

申請済 ( )

未申請 ( 東京都 )

【5. 備考】

(第三面)

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物及びその敷地に関する事項]

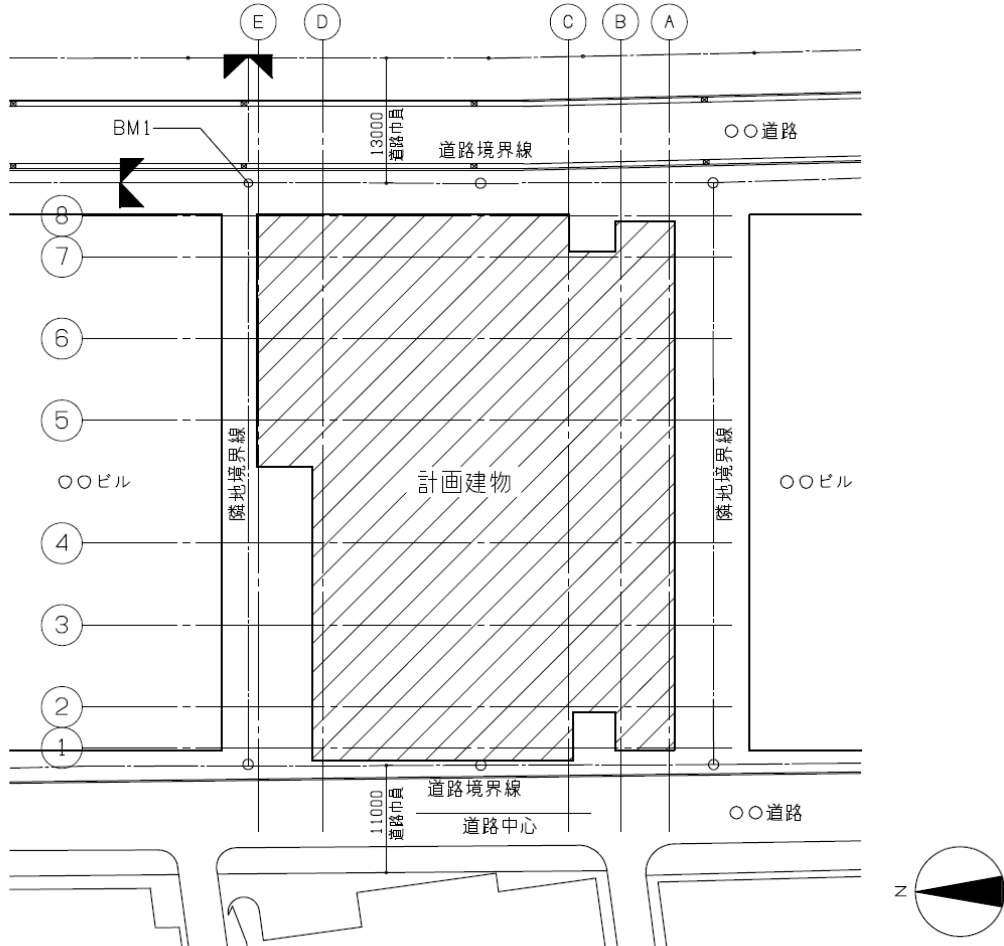
【1. 地名地番】	東京都〇〇区
【2. 敷地面積】	1,652.95 m <sup>2</sup>
【3. 建築面積】	1,237.50 m <sup>2</sup>
【4. 延べ面積】	10,814.18 m <sup>2</sup>
【5. 建築物の階数】	(地上) 9 階、(塔屋) 1 階、(地下) 1 階
【6. 建築物の用途】	<input checked="" type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築
【8. 構造】	鉄骨鉄筋コンクリート造 一部 鉄筋コンクリート造、鉄骨造
【9. 該当する地域の区分】	6 地域
【10. 工事着手予定年月日】	平成 29 年 6 月 1 日
【11. 工事完了予定年月日】	平成 31 年 3 月 31 日
【12. 備考】	

(第四面)

【1. 付近見取図】



【2. 配置図】



(第五面)

[非住宅部分に関する事項]

【1. 非住宅部分の用途】事務所、飲食店	
【2. 非住宅部分の床面積】 ( 床面積 ) (開放部分を除いた部分の床面積)	
【イ. 新築】	( 10,814.18 m <sup>2</sup> ) ( 10,814.18 m <sup>2</sup> )
【ロ. 増築】	全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
	増築部分 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【ハ. 改築】	全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
	改築部分 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【3. 基準省令附則第3条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
竣工年月日	年 月 日 竣工
【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準 <input checked="" type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準	
基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年
BEI ( 0.93 )	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	
( )	
【5. 備考】	

(第六面)

[住宅部分に関する事項]

<b>【1. 建築物の住戸の数】</b>	戸
<b>【2. 住宅部分の床面積】</b>	( 床面積 ) (開放部分を除いた部分の床面積)
<b>【イ. 新築】</b>	( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
<b>【ロ. 増築】</b>	全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
	増築部分 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
<b>【ハ. 改築】</b>	全体 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
	改築部分 ( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
<b>【3. 基準省令附則第2条の適用の有無】</b>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	認定を受けた所管行政庁の名称 ( )
<b>【4. 基準省令附則第4条の適用の有無】</b>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	竣工年月日 年 月 日 竣工
<b>【5. 住宅部分のエネルギー消費性能】</b>	
<input type="checkbox"/> 基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年
BEI ( )	
<input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量に関する仕様基準	
共用部分の基準一次エネルギー消費量 (	GJ/年)
共用部分の設計一次エネルギー消費量 (	GJ/年)
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	
(	)
<b>【6. 備考】</b>	

(第七面)

[住戸に関する事項]

<b>【1. 住戸の番号】</b>		
<b>【2. 住戸の存する階】</b>	階	
<b>【3. 専用部分の床面積】</b>	m <sup>2</sup>	
<b>【4. 住戸のエネルギー消費性能】</b>		
1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項		
<input type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率	W/(m <sup>2</sup> ・K) (基準値	W/(m <sup>2</sup> ・K))
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値	)
<input type="checkbox"/> 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準		
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果		( )
<input type="checkbox"/> 基準対象外		
2. 一次エネルギー消費量に関する事項		
<input type="checkbox"/> 基準一次エネルギー消費量	GJ/年	
設計一次エネルギー消費量	GJ/年	
BEI ( )		
<input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量に関する仕様基準		
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果		( )